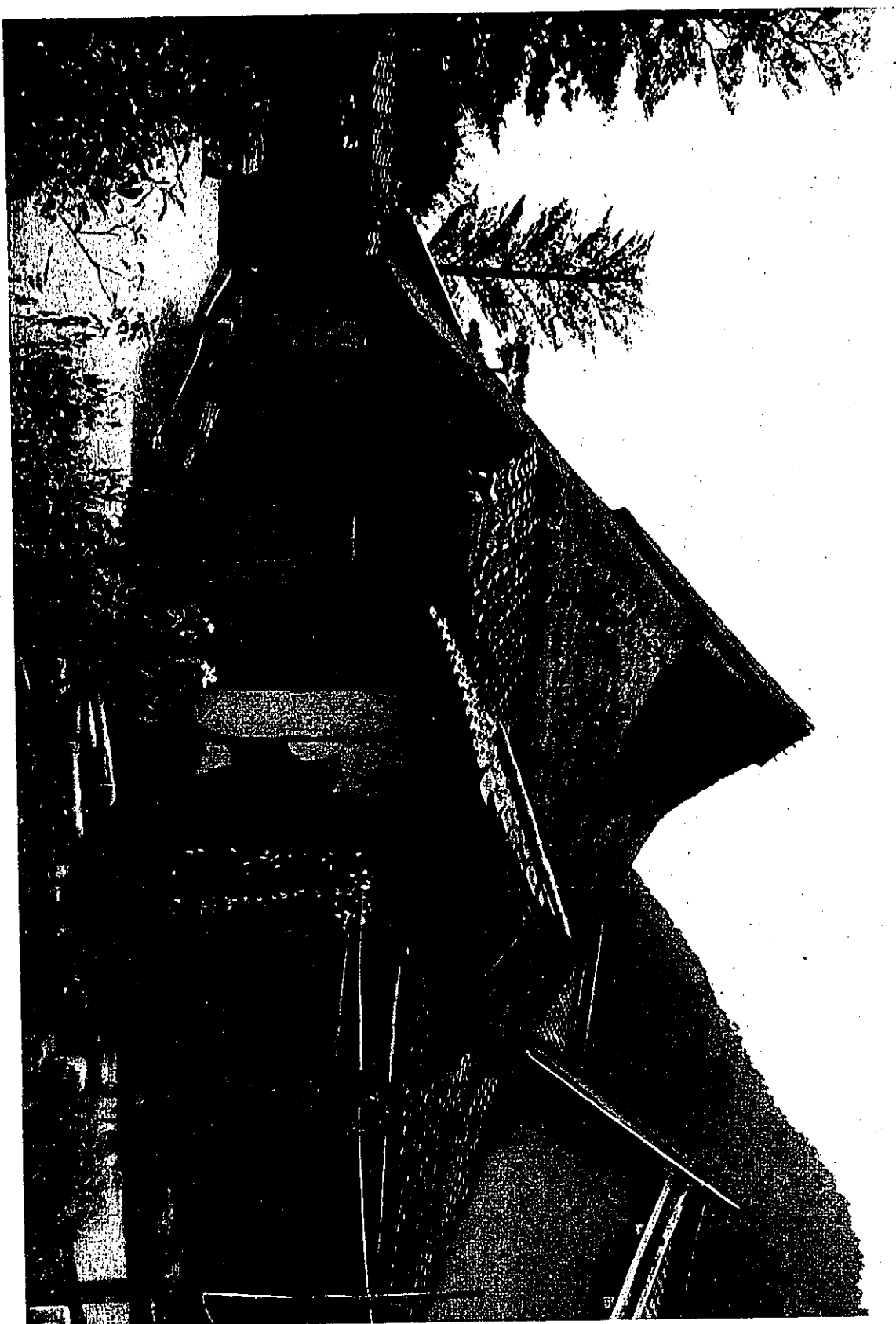
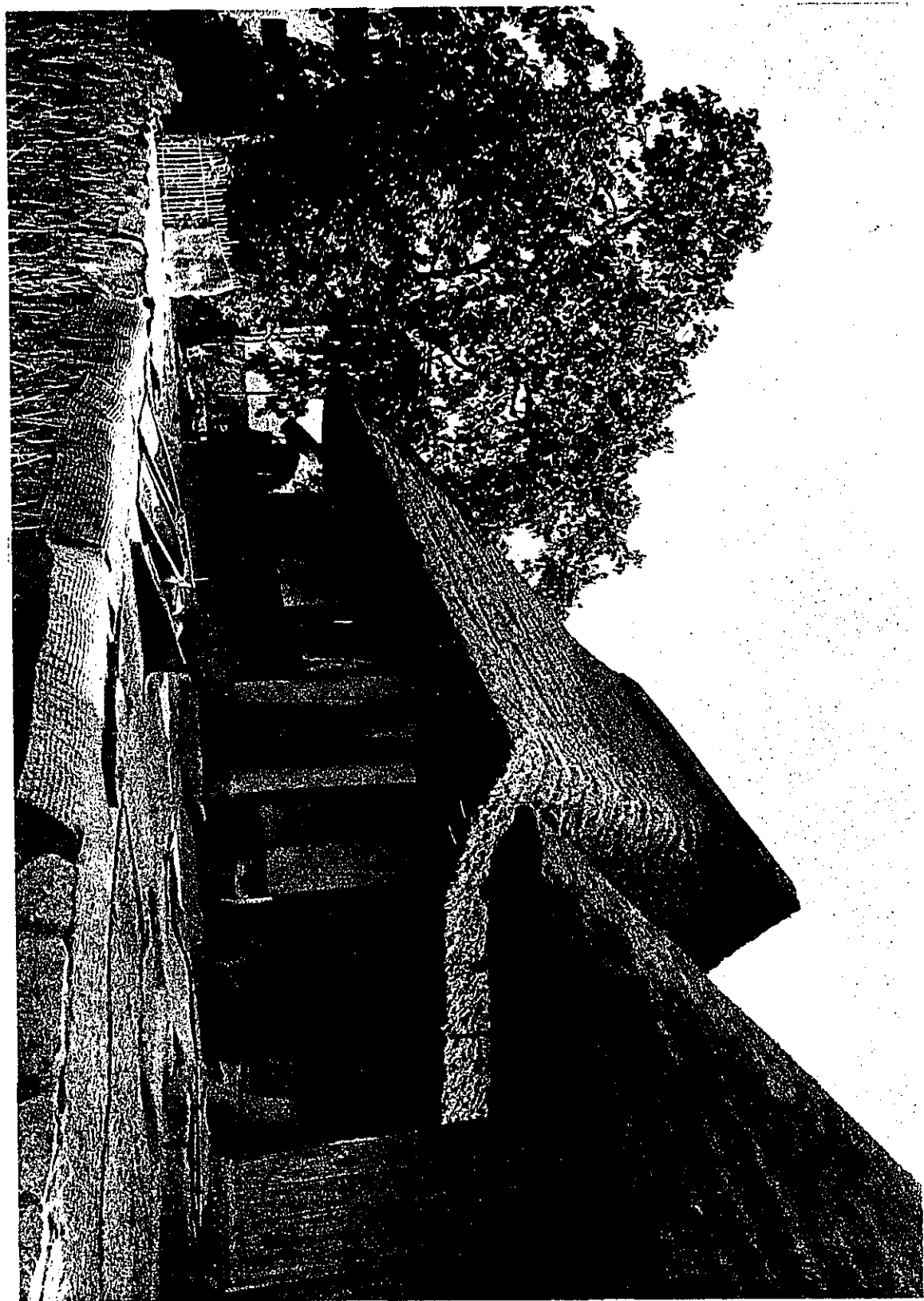
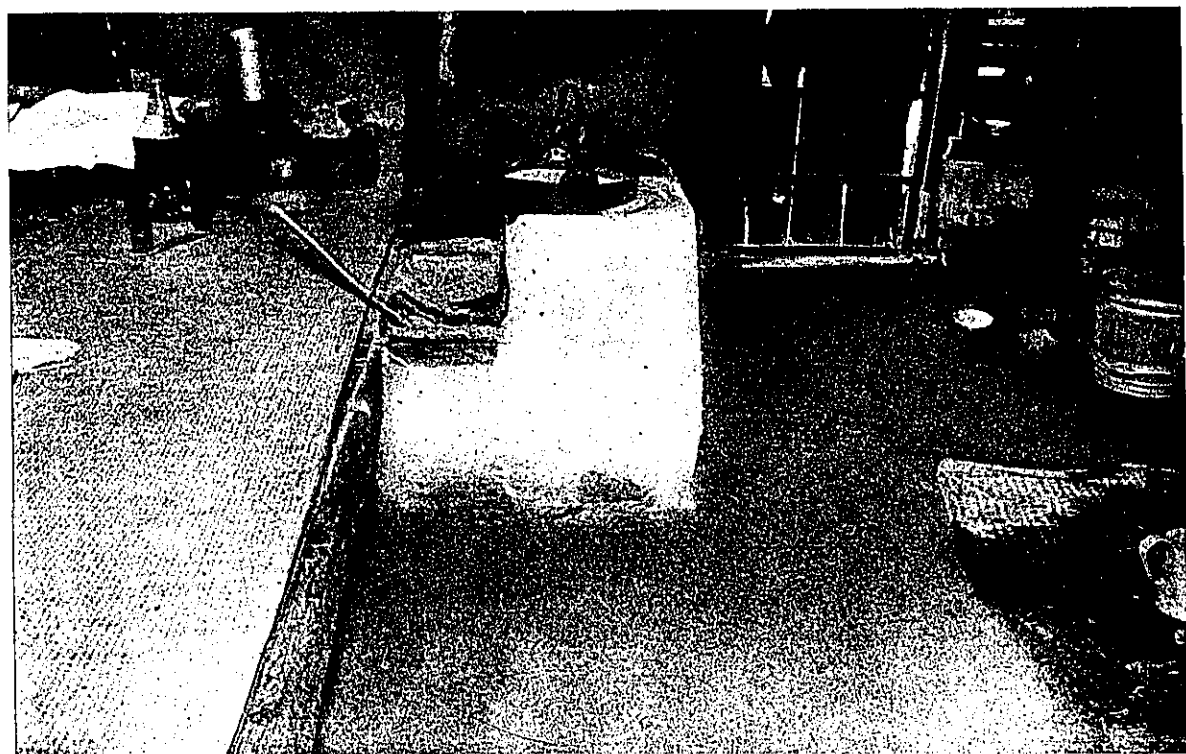
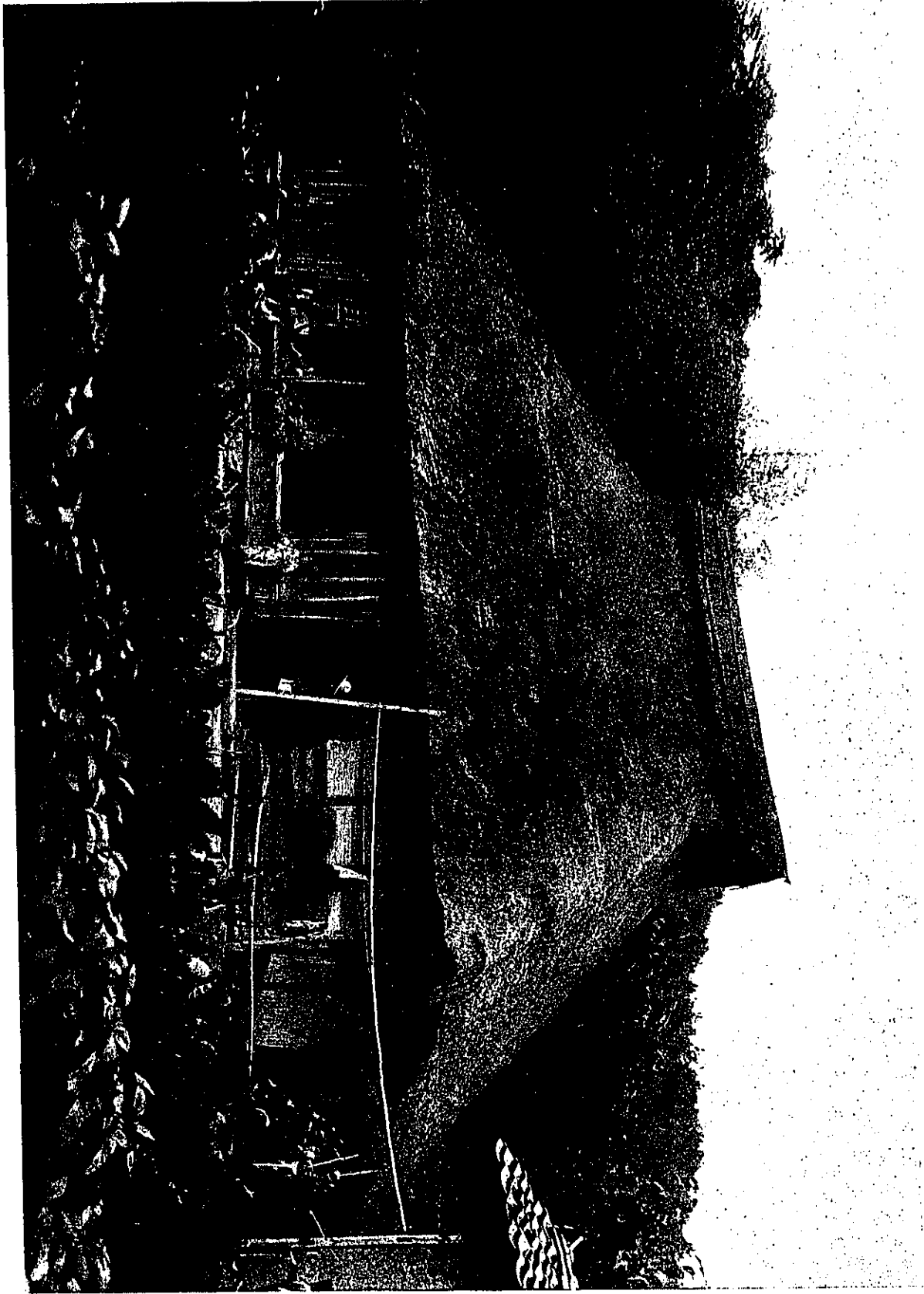
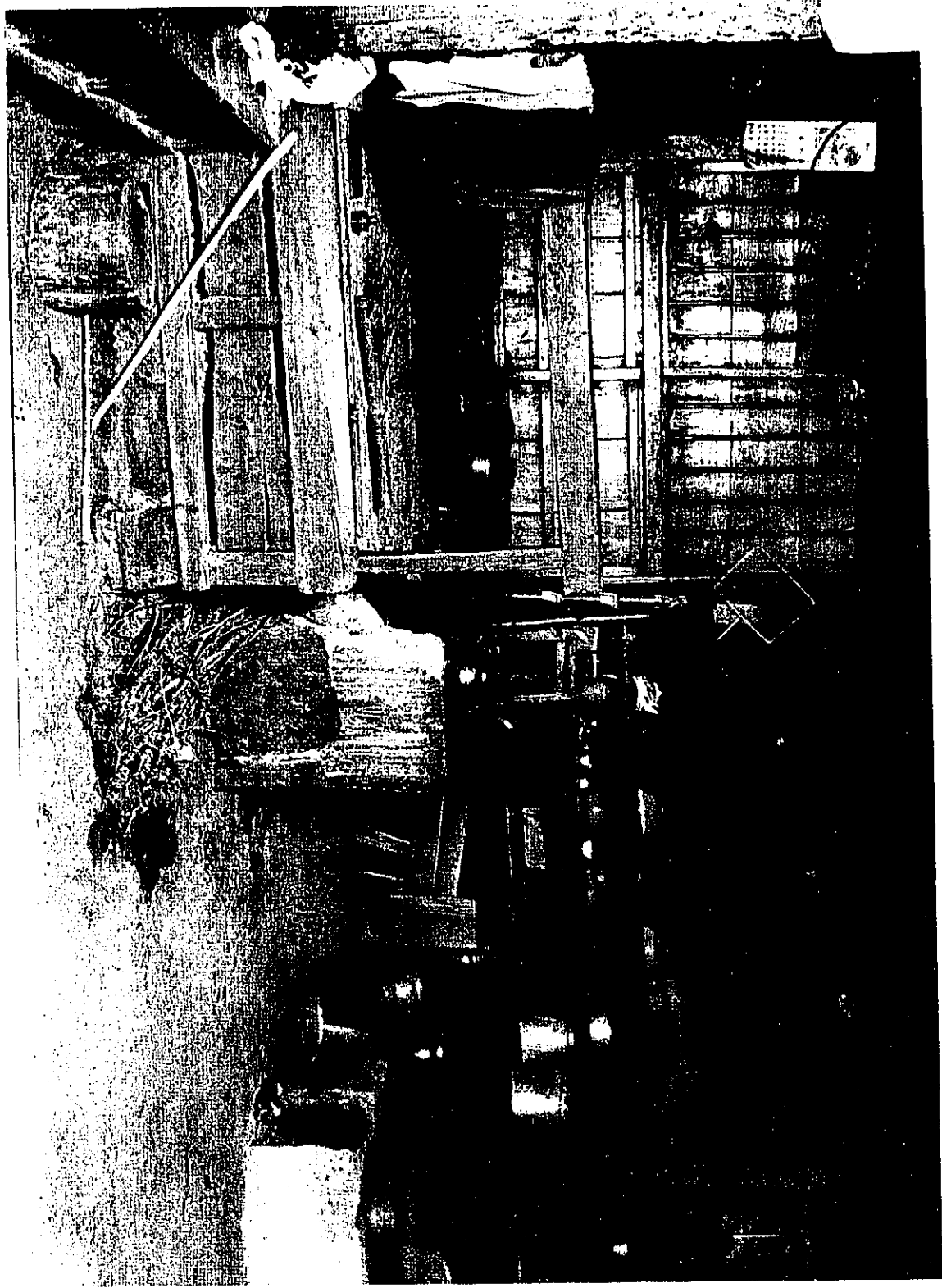


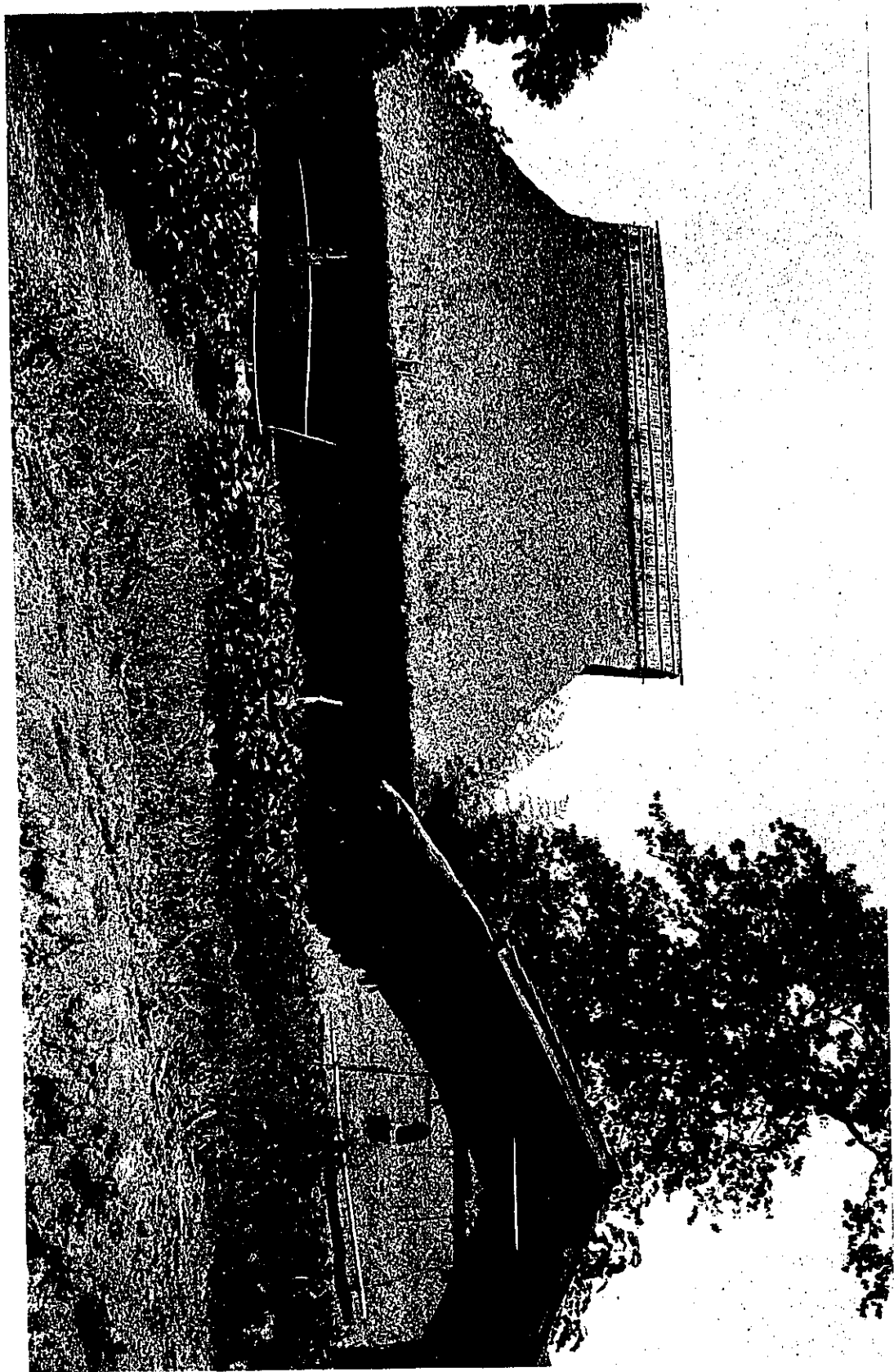












縣下の概観

廣島縣下には三室の原型や喰違の四室の間取が極めて少なく、殆んど整型の間取が最大多數を占めて居る。其の中で 2×2 の四間取と 2×3 の六間取が最も多く、殆ど五割は是等の形式になつてゐる。四間取は縣下各地に分布してゐるが、六間取は比婆郡に最も多く、其他備後の東部地方にも多數見られる。 2×4 3×4 4×4 等の大きな間取は少數ではあるが、比婆郡其他に見られる。

整型四間取の下手の後に勝手が突出した $2 \times 3 + 1$ の奇數の間取は東北の比婆郡、甲奴郡邊りに多く、又備後、安藝の隣接せる南部の御調郡、世羅郡、豊田郡等の地方では前述の突出の部分が板の間になつて、土間に接する所が鍵の手になつてゐる。

高田郡では $2 \times 2 + 1$ と $2 \times 3 + 1$ として現はしてゐる間取が此附近に少しく見られるが、是れは奇數の下手後ろの勝手の間が居間の方に喰込んでゐるものであるが、土間に接する所は前述の地方と同じく鍵の手になつてゐるものである。

以上は主として整型の間取に屬するものであるが、此外少數の喰違の間取が高田郡、比婆郡等の山地の地方に見られる。其の主なるものは 2×2 2×3 3×3 の様なもので、是等はいづれも前後の間取の仕切が一直線になつてゐるが、左右の間取の仕切が喰違つてゐるもので、 2×3 と稱するのは前列が二室で後列が三室になつてゐるものである。

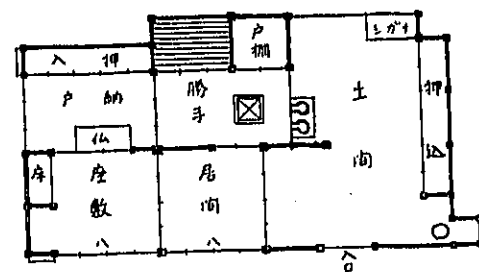
此の外原型三室の間取が極めて稀にあるが、是は兵庫縣、岡山縣で説明したものと同じである。土間は大低間口が二間か三間位であるが、大きいものでは四間内至五間位のものも見られる。土間はニツと云ひその形式を通觀すれば凡そ是れを三つの形式に分ける事ができる。第一北の比婆郡地方から甲奴郡、高田郡、雙三郡等山地の地方一帯に、クドが勝手の上り口に普通二箇勝手の方を向いてゐるもので、勝手には中央にユルキが切つてあり、流しがクドの奥

に勝手に接して設けてある。第二は南の深安郡、沼隈郡、蘆品郡、安藝郡及加茂郡其他の海岸地方で土間を前後に仕切つて、奥の方の土間の中央にクドが勝手から離して築いてあるが、これは前述の北方の形式と違つた點である。流しも同様勝手から離して後の壁に沿ふて設けてある。ユルキは此の南方の地方には切つてない。

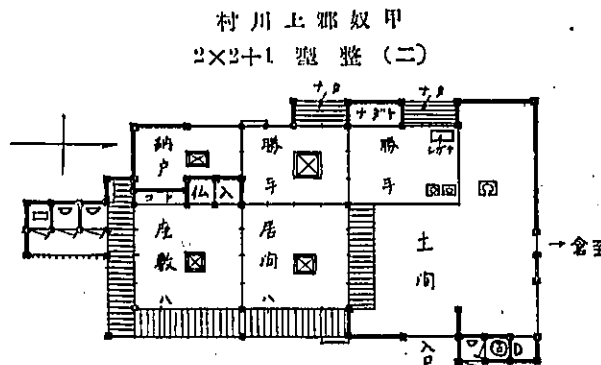
第三、奇數の間取で土間に勝手又は板の間が鍵の手になつておるものは、高田郡、甲奴郡其他の地方に見られたが、是等の地方ではクドは勝手上り口にあり、流しがニワの隅に設けてあるものが多い。其他正面入口の下手に風呂と便所を設けたものが多い。是等も地方によつて多少の變化があるが、大體圖に示す如くである。

座敷の床の間と棚の位置と向きは、間取の形式によつて一定の形式があり、農民建築の間取の特徴の一つとして見られるのである。是れを此地方に附て見るに、第一比婆郡、神石郡、甲奴郡を始めとし其他高田、豊田、世羅、佐伯郡等の山地の地方では座敷の後ろの仕切が壁になつて床の間と棚とが正面を向いて設けてあるものも多く、著しき特徴を示してゐる。其中比婆郡の座敷には床の間がなく、佛壇と棚とを設けたものも多く、高田郡には佛間が正面向き、床の間の側面と妻の方の奥に設けたものが多い。次ぎに海岸の加茂郡、豊田郡、御調郡、深安郡、沼隈郡等の地方のものは床の間と佛壇がいづれも妻の方に竝んで設けてある。

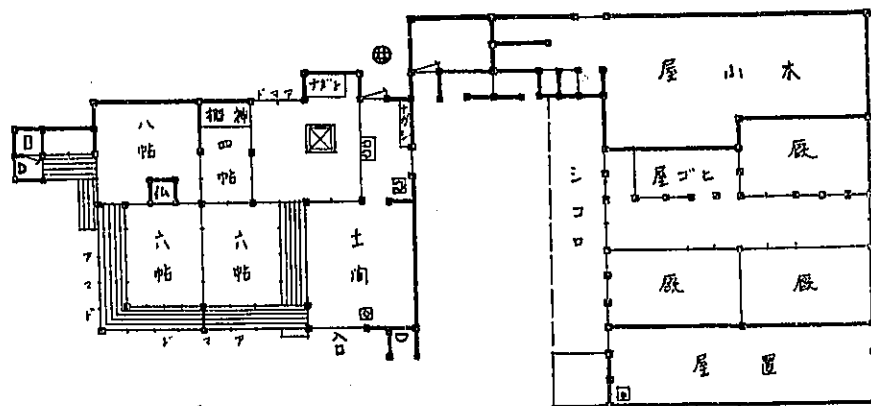
屋根は殆んど草葺のものは入母屋であるが、破風が小さくなつておる。南の方には瓦葺が比較的多くなつておるが、備後地方には褐色の釉掛瓦が特に多い。宅地の形式は本附圖にも示してある通りであるが、母屋の下に四注の草葺又は瓦葺の農舎を建てたものが普通である。



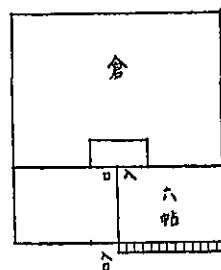
村北丹野田高
2×2 型 整 (一)

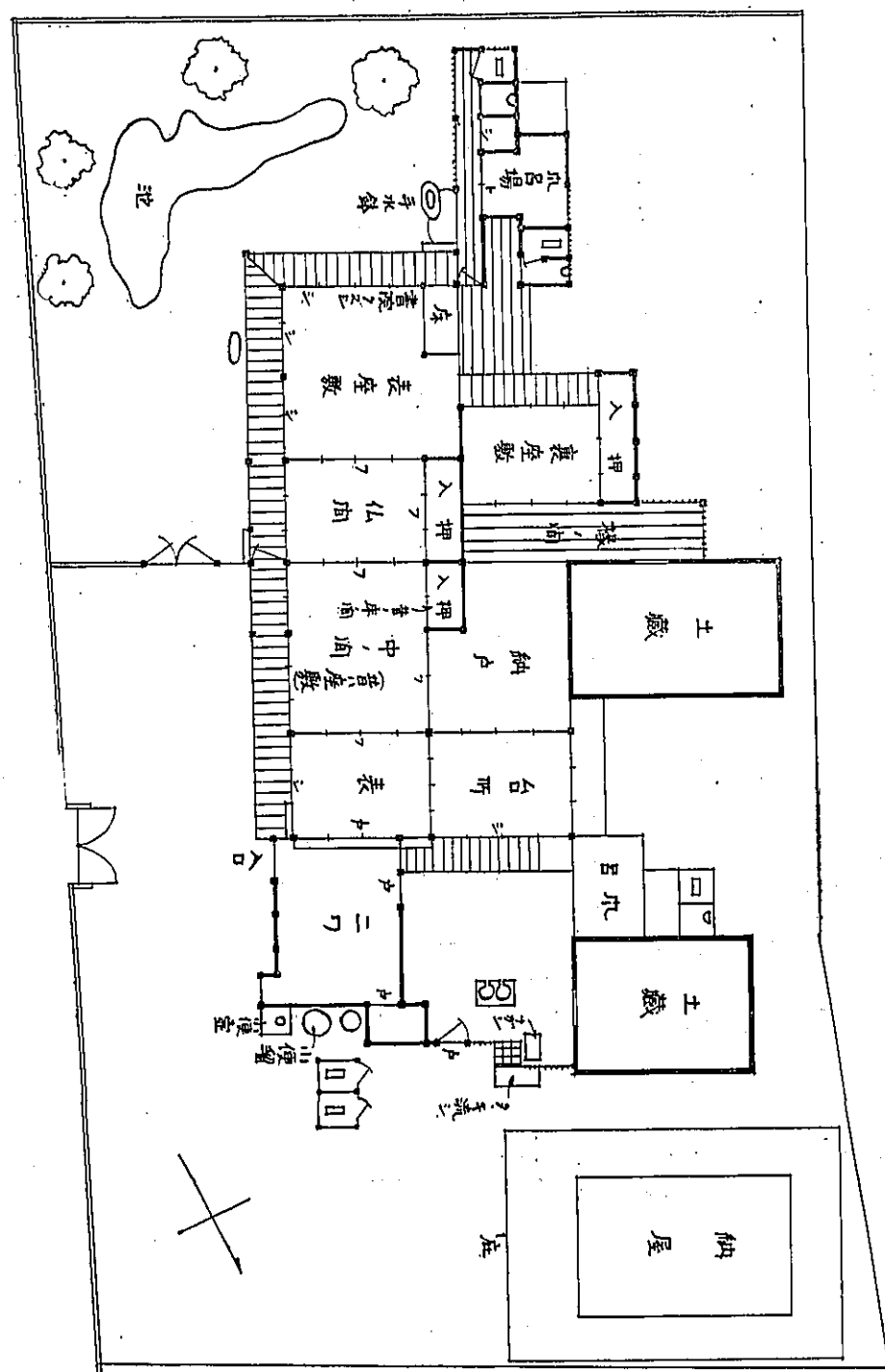


村川上郡奴甲
2×2+1 型 整 (二)



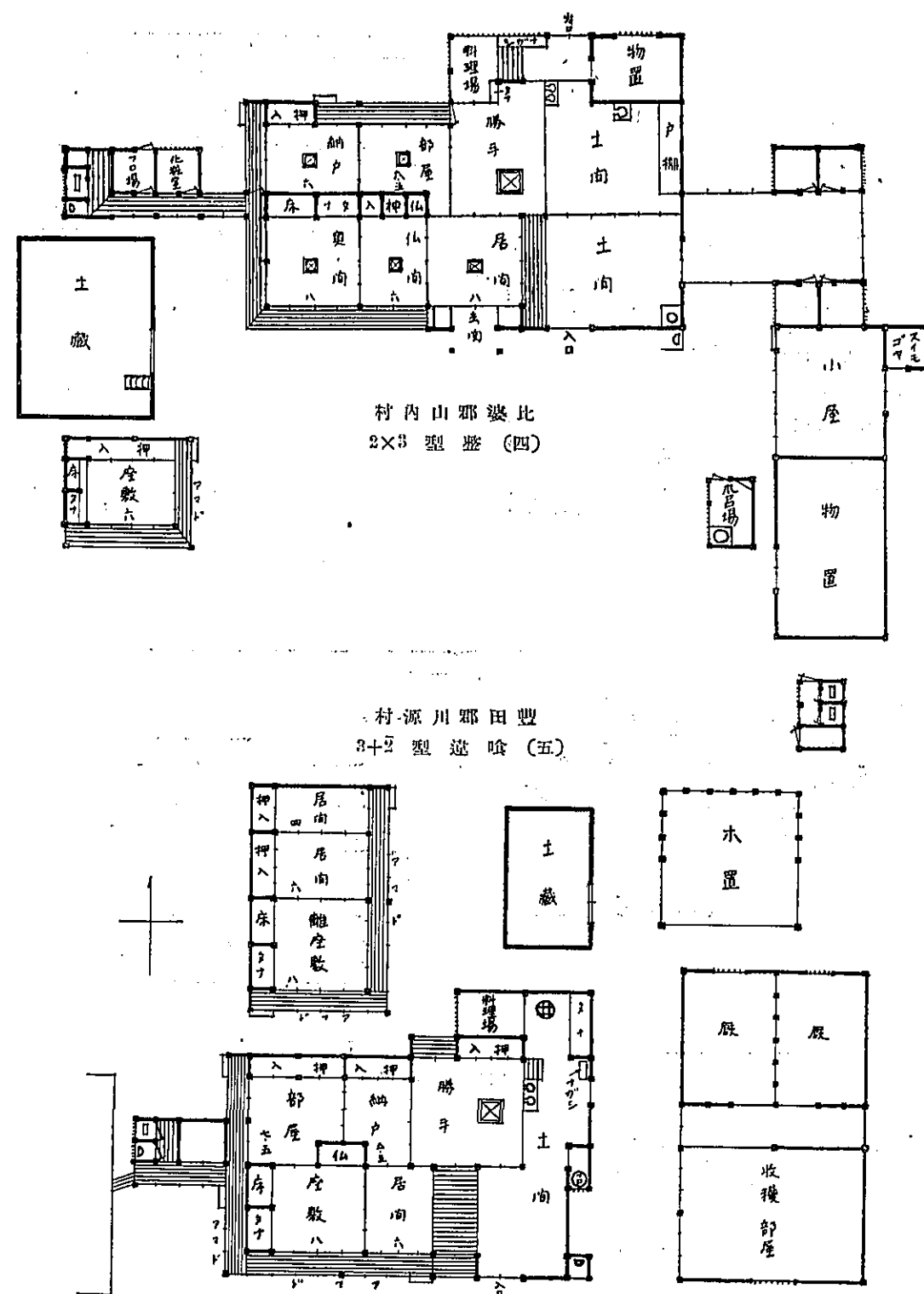
村地川郡三雙
2×2+1 變型 整 (三)





圖版第十八、第十九 廣島縣安藝郡畑賀村熊野一五氏の家で、間敷が可なり多くなつて居るが、是は下手の整型四

圖版說明



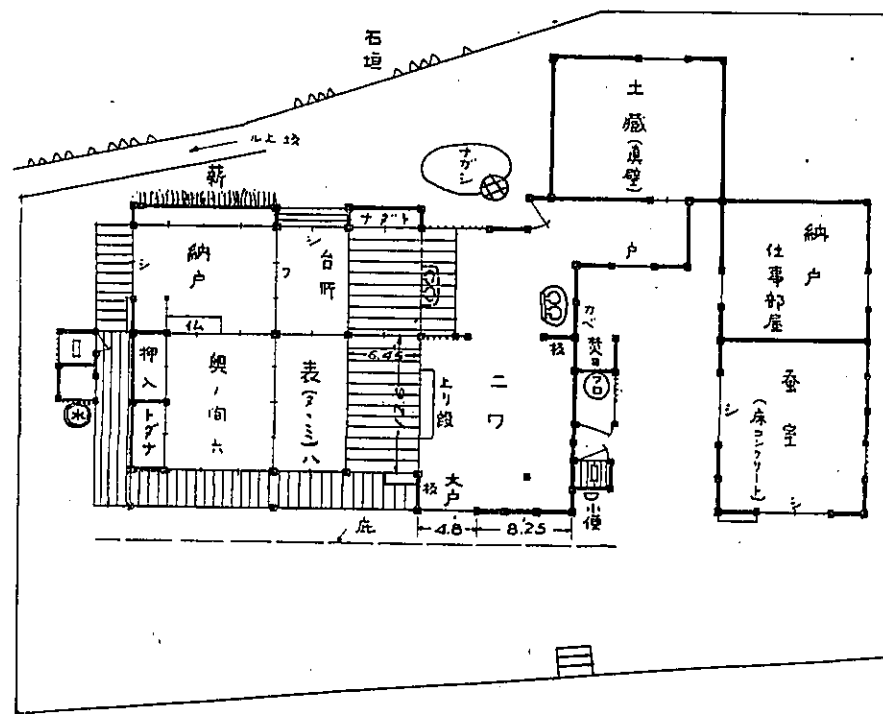
間取の上手に表座敷、佛間、裏座敷、湯殿等を建て増したもので、下手の四間取の方は約百十年前に建て、上手の方は凡そ九十年前に増築したものだそうである。一般に間取の大きな家になると、此の様に下手の方は普通の家と餘り變りもなく、上手の方が増築せられるものが多い。此の家では床間、押入等總て前面を向いて後の間と仕切られておる。

此の邊では普通八六と云ふ間取が一番普通だそうであるが、是は四間取で八疊と六疊の間が前に取つてある。

その次に小さな形式では三九尺と云ふ間取で、是は前面九尺間のもの三間の間口を有するもので、座敷、表、ニワ何れも間口九尺になつて居り、奥行は前側二間、後側九尺位の室を有するものである。

圖版第十八は門からカドの方を見たもので正面は表、その右がニワの入口になつて居る。圖版第十九は宅地の東南隅から本屋の全景を眺めたものである。

圖版第二十 前圖版と同村の影廣氏の家で下圖の如く整型四間取の間取で上手には前に奥の間、後に納戸があり、その下手に表と臺所が前後して配置されて居る。奥間には戸棚と押入とが妻の側に取つてあるが床の間がなく、納戸の方の襖を開けると佛壇が前向きに祭つてある。クドは以前は臺所の上り口に室の方を向いて築いてあつ



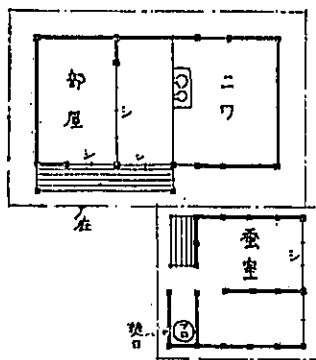
二階モノオキ

たが、先年是を取り毀してニワの外壁の近くに移したものである。ニワの中には流しがなく、裏の井戸端にコンクリートの流し場が作られて居る。屋根は草葺の葺下しで、棟の兩端には小さい破風が附いて居る。本屋の下手には納屋と蠶室の草葺の棟がある。土蔵が敷地の形から、ニワの下手裏の方に設けられて居るが、眞壁の構造に外部に泥を塗つたものである。この地方の土蔵は殆んど是と同様の構造であつて、柱は四寸角位に眞壁の小舞には松丸太を用ひ、是に玉土を荒塗りし、更に中塗りをして、白壁を塗る。内部は柱の面を見せてある。昔は内側に腰板を張つて、その外側小舞との間に小石を入れて壁を塗り込めたものであるが、然し近頃は此の様な丁寧な仕事はしなくなつたさうである。

圖版第二十一

前圖版と同村の某氏、二室併列の極めて原始的間取で、

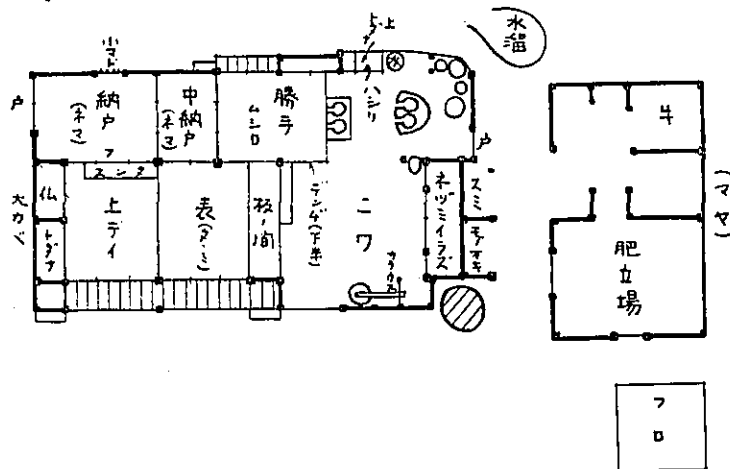
一見小作人の貧しい暮らしであるのがわかる。



ニワの上り口にクドが上圖の如く築いてある。大黒柱もなく、所謂納屋作りである。前面に小さな納屋があり夏は蠶室に使用して居る、その側に風呂が設けてある。

圖版第二十二、第二十三

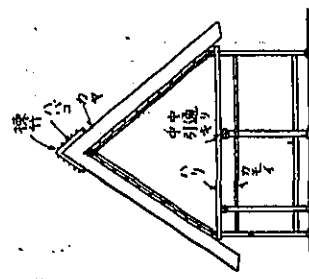
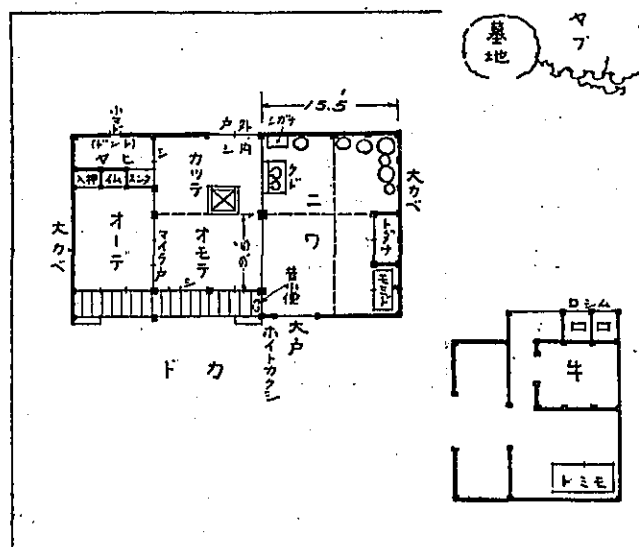
廣島縣高田郡甲立村迫田朝一氏の家で、年代は百五六十一年以上のもの、下圖に示す如く整型四間取に一室附いたに×に十一階として現して居る五室の間取で上手には上デイと納戸とが前後に並



び、その下手には前に表がありその裏に中納戸と勝手がある。納戸は寢間とも云ひ、小窓と戸があるが、是は常には締切つてあるので暗い。クド、ハシリ其他大釜等圖の如く、大體概説で説明した通りで、圖版第二十三は此の處を示したものである。本家の下手に半屋と肥立場の一棟がある。

圖版第二十四 廣島縣比婆郡庄原町藤本コヨシ氏の家で、建築年代は凡そ三百年前と云ふ事である。家の間取は三室の原型で上手の前の間をオーデーと云ひ、その裏の間をヒヤ（部屋）と呼んで居る。下手は全室の廣間であるが、前の方をオモテと云ひ後の方を勝手と呼んで居るが、此の間に仕切が無いのである。大黒柱とその上、及び下の三本の柱の配列も兵庫縣、岡山縣の原型で述べた所と同様であるが、唯此の家ではオモテの上手の小黒に當る柱と、部屋の仕切の柱とが別々になつて一見喰違の間取に至るべき形を示して居る。此の點岡山縣備中の原型と相通するものがある様に思はれる。其他ユルキ、クド、ナガシ等の位置は古い形式そのまゝ傳へて居る。外觀を見るに屋根は入母屋で軒迄葺下し極めて單純である。屋根の合掌は桁の上に立つてゐる。

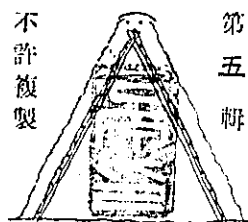
敷地の裏に一家の専用の墓地があるのも珍らしい例である。



聚樂社叢書之内

日本農民建築

第五輯



不許複製

著作権之檢証

第五輯

定價金參圓五拾錢

昭和九年十月二十日印刷

昭和九年十月二十五日發行

著作者 石原憲治

發行者 秋葉啓

印刷者 大恒吉

發行所 聚樂社

東京市本郷區根津須賀町七

振替東京七七九七六
電話下谷八三二五

